

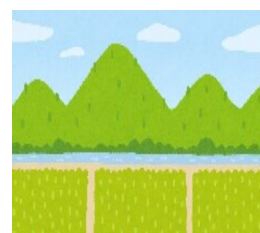


原野商法の二次被害に注意しよう

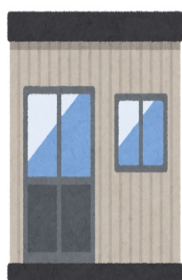
原野商法とは、40～50年前に流行った悪質商法の一つで、遠方の山林や原野を、不当な勧誘やうその説明で高値で売り付ける商法です。最近、当時の被害者を狙った二次被害が多発しています。今号では、被害にあわないように、相談事例と対策を紹介します。

相談事例

40年前のある日、高齢の親が「この土地は開発予定がある。いずれ高値で売ることが出来る。」と業者から勧誘を受け、土地の購入契約をした。しかし、実際は開発予定のない山林を買わされていた。値上がりの見込みがなく売却できないので、仕方なく、山林の維持費を払い続けていた。最近になって、前とは違う業者から「別の土地を買ってくれば、あなたが以前購入した原野を高額で買い取るので、損を取り戻せるはずだ。」と勧誘を受けた。その説明を信じて、土地の売却と購入契約を同時にしてしまった。後で不安になり、契約書をよく見てみると、他県の土地と自分の土地を交換したになっていた。名刺の連絡先に電話しても繋がらず、家族や子どもたちに相談したら、うその説明をされて契約していたことが分かった。



アドバイス



以前に購入した値上がりする見込みのない土地を、高値で買い取るという業者が突然現れたら、驚くと同時にうれしくなりそうですね。

しかし、よく考えてみてください。

今まで売れなかった土地が急に高値で売れることは考えにくいことです。

「損を取り戻せるはず・・・」などの勧誘文句を鵜呑みにしないようにしましょう。

業者の説明や資料をすぐに信用しないようにしましょう。

まずは、自治体などの窓口で相談、問い合わせをしましょう。

柏市消費生活センター

〒277-0004

柏市柏下73番地中央体育館管理棟1階

〈相談受付時間〉

月～金(来所,電話) 午前9時～午後4時半

第3土(電話のみ) 午前9時～午後4時半

(祝日, 年末年始を除く)

〈相談専用電話〉

04-7164-4100

